

所有者・管理者 様

## 「定期調査（検査）報告書」の結果について

平素は、茨木市の建築指導行政にご理解ご協力頂き、有難うございます。

この度、あなたが所有（管理）されています建築物について、建築基準法第 12 条第 1 項および第 3 項に基づく、「定期調査（検査）報告書」を受理しました。

当該建築物の所有者・管理者として、調査者・点検者が実施した調査（点検）報告書をご確認頂き、建築物の適正な維持管理に努めていただきますようお願い致します。

また、調査（点検）報告書において、下記の ① に該当する場合には、「改善計画報告書」および「改善完了報告書」を茨木市へご提出下さい。

① 「改善計画報告書」および「改善完了報告書」の提出が必要となる場合		
以下の欄の「 <b>要是正の指摘あり</b> 」にのみチェックが入っているもの		
定期調査（検査）報告書の第一面		
5. 調査（検査）による指摘の概要 イ. 指摘の内容欄		
イ. 指摘の内容	ニ. 対象用途	
	イ. 指摘の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格 ) <input type="checkbox"/> 指摘なし
指摘の概要	ロ. 指摘の概要	
★ここにのみチェックが入ったものが <b>提出必要</b> です。		
② 「改善計画報告書」および「改善完了報告書」の提出が不要となる場合		
同上欄の「 <b>要是正の指摘あり・既存不適格</b> 」にチェックが入っているもの		
5. 調査による指摘の概要	ニ. 対象用途	
	イ. 指摘の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格 ) <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
★両方にチェックが入っているものは <b>提出不要</b> です。		
同上欄の「 <b>指摘なし</b> 」にチェックが入っているもの		
5. 調査による指摘の概要	ニ. 対象用途	
	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格 ) <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
★ここにチェックが入っているものは <b>提出不要</b> です。		

※既存不適格とは建築時は適法でしたが、その後の建築基準法令等の改正により、現在の規定には適合しない部分です。

「改善計画報告書」および「改善完了報告書」の提出方法は裏面を参照して下さい⇒

## 「改善計画報告書」および「改善完了報告書」の提出方法

●提出先：茨木市役所 南館5階 都市整備部 審査指導課 監察係 窓口  
(大阪府茨木市駅前三丁目8番13号)

### ●提出様式

同封の様式を片面コピー、または茨木市ホームページよりダウンロード

### ●提出する時期

「改善計画報告書」・・・改善計画ができた時

「改善完了報告書」・・・改善が完了した時

※改善計画報告書を提出せずに改善が完了した場合は改善完了報告書の提出のみで可

### ●添付書類

「改善計画報告書」

- ・調査結果表 5-1、5-2 (建築設備の検査報告の場合は、調査結果表 6-1、6-2)

「改善完了報告書」

- ・調査結果表 5-1、5-2 (建築設備の検査報告の場合は、調査結果表 6-1、6-2)
- ・改善箇所の写真
- ・測定結果など改善が確認できる書類

◆既存不適格にチェックが入った項目については、現行法に適合するよう努めて下さい。  
また、耐震性の改善や吹付アスベスト対策が未対応の場合は、特に対応に努めて下さい。

◆建築物の定期調査(検査)報告書は、定められた年度毎に有資格者による調査・検査を行い本市に提出していただいております。建築物を適正に使用する為には、上記の結果に限らず、日常の管理が重要ですので、建築基準法第8条に基づき適正な維持管理に努めていただきますようお願い致します。

◆建築物に関する図面・申請書や本検査で作成された書類は、今後の維持管理に役立ちますので、大切に整理保管されますようお願い致します。

問合せ先

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市 都市整備部 審査指導課 監察係  
TEL：072-620-1661 (直通)  
FAX：072-620-1730